

荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

平成25年7月26日

荒川区規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成25年荒川区条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(多数の者が往来し、又は出入りする場所)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める多数の者が往来し、又は出入りする場所は、次のとおりとする。

- (1) 道路
- (2) 公園
- (3) 広場
- (4) 荒川区(以下「区」という。)が設置し、又は管理する施設
- (5) 鉄道又は軌道の駅の自由通路

(防犯カメラ設置運用基準)

第4条 条例第4条第1項の防犯カメラの設置及び運用に関する基準(以下「防犯カメラ設置運用基準」という。)に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的に関すること。
- (2) 防犯カメラの設置年月日に関すること。
- (3) 防犯カメラの設置台数に関すること。
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域及び防犯カメラの配置に関すること。
- (5) 防犯カメラの設置の表示に関すること。
- (6) 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者(以下「防犯カメラ管理責任者」という。)の設置及び指定に関すること。
- (7) 防犯カメラを取り扱う者(以下「防犯カメラ取扱者」という。)の設置及び指定に関すること。
- (8) 防犯カメラの機器構成に関すること。
- (9) 苦情の処理に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適切な管理及び運用に関し区長が必要と認めること。

2 前項に定めるもののほか、区が防犯カメラ設置者となる場合は、防犯カメラの管理及び運用に関し、防犯カメラ管理責任者を補佐する者(以下「防犯カメラ取扱責任者」という。)を置かなければならず、防犯カメラ設置運用基準に防犯カメラ取扱責任者の設置及び指定に関することについて定めること。

(防犯カメラ設置運用基準の届出等)

第5条 防犯カメラ設置運用基準の届出をしようとする者は、防犯カメラを設置しようとする日

の14日前までに、防犯カメラ設置運用基準届(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に届け出なければならない。

(1) 防犯カメラ設置運用基準

(2) 防犯カメラの撮影対象区域並びに防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラ設置者の名称を表示する箇所を記載した図面

2 防犯カメラ設置運用基準の内容の変更の届出をしようとする者は、その内容の変更をしようとする日の14日前までに、防犯カメラ設置運用基準変更届(別記第2号様式)に次に掲げるものを添えて、区長に届け出なければならない。

(1) 変更しようとする内容に改められた防犯カメラ設置運用基準

(2) 変更しようとする内容を確認するために必要な書類、図面等

(防犯カメラ廃止届)

第6条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを廃止したときは、速やかに、防犯カメラ廃止届(別記第3号様式)により区長に届け出なければならない。

(届出義務者)

第7条 条例第4条第1項第2号のこれらに準ずる団体とは、商店会(商店街において小売業、飲食店業、サービス業等を営む者により組織される団体であって、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき法人格を付与されたもの以外のものをいう。)をいう。

2 条例第4条第1項第5号の規則で定めるものは、主に区民により構成される犯罪の防止に関する自主的な活動を行うものとする。

(区の防犯カメラ管理責任者等)

第8条 区が防犯カメラ設置者となる場合における防犯カメラ管理責任者(以下「区の防犯カメラ管理責任者」という。)は、当該防犯カメラを設置し、又はこれに関与する課(荒川区組織規則(昭和40年荒川区規則第24号)第7条に規定する課、荒川区会計管理者の補助組織の設置及び区長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成21年荒川区規則第8号)第2条第2項に規定する課、荒川区教育委員会事務局処務規則(昭和40年荒川区教育委員会規則第6号)第2条に規定する課及び室、区立学校、区立こども園、議会事務局、選挙管理委員会事務局並びに監査事務局をいう。)の長をもってこれに充てる。

2 区の防犯カメラ管理責任者は、所属職員のうちから防犯カメラ取扱責任者及び防犯カメラ取扱者を指定しなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせる施設及び契約によりその管理業務を委託する施設(以下「指定管理施設等」という。)において、第9条第1項の規定により防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務受託者(以下「指定管理者等」という。)に行わせる場合は、この限りでない。

(指定管理施設等の措置)

第9条 区の防犯カメラ管理責任者は、必要があると認めるときは、指定管理施設等における防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者等に行わせることができる。この場合においては、区の防犯カメラ管理責任者は、指定管理者等と締結する協定、委託契約等により指定管理者等に対し、条例及びこの規則を遵守するよう義務付けなければならない。

2 前項の規定により防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者等に行わせる場合には、区の防犯カメラ管理責任者は、必要があると認めるときはいつでも当該指定管理施設等を実地に調査し、又は当該防犯カメラの管理及び運用の状況に関し指定管理者等に報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うことができる。

(勧告)

第10条 条例第9条第2項の規定による勧告は、勧告書(別記第4号様式)により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第10条第1項の規定による公表は、荒川区公告式条例(昭和25年荒川区条例第12号)第1条第2項に規定する掲示場に掲示し、並びに荒川区報及び区のホームページに掲載するものとする。

(報告)

第12条 区の防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用の状況について、防犯カメラ運用状況報告書(別記第5号様式)により、年1回以上その内容を区長に報告するものとする。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

防犯カメラ設置運用基準届

荒川区長 殿

住 所
氏 名
電 話

（法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり防犯カメラの設置運用基準を定めたので、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

記

防犯カメラ設置 運用基準の名称	
防犯カメラ管理責任者	住 所 氏 名 電 話
防犯カメラ設置年月日	年 月 日
防犯カメラ設置台数	台
添付書類 （及び の書類は必ず 添付すること。）	防犯カメラ設置運用基準 撮影対象区域及び防犯カメラの配置箇所並びに防犯カメラを設 置している旨等を表示する箇所を記載した図面 その他 （ ） 添付する書類にチェックをすること。

防犯カメラ設置運用基準変更届

荒川区長 殿

住 所

氏 名

電 話

（法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり防犯カメラの設置運用基準の内容を変更するので、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

記

変更する事項	(変更前)
	(変更後)
変更する年月日	年 月 日
変更する理由	
添付書類 (変更に係る書類を添付すること。)	防犯カメラ設置運用基準 撮影対象区域及び防犯カメラの配置箇所並びに防犯カメラを設置している旨等を表示する箇所を記載した図面 その他 () 添付する書類にチェックをすること。

防犯カメラ廃止届

荒川区長 殿

住 所

氏 名

電 話

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり防犯カメラを廃止したので、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

別記第4号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

荒川区長

印

勸告書

荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例第9条第2項の規定により、下記のとおり勸告します。

記

勸告の内容	
勸告の理由	

別記第5号様式(第13条関係)

年 月 日

荒川区長 殿

防犯カメラ管理責任者
職
氏名

防犯カメラ運用状況報告書

荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

施設名	
防犯カメラ設置台数	台
荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例第6条第2項の規定による利用及び提供並びに第7条第2号の規定による開示の有無	有 ・ 無
	有の場合はその年月日、相手先、目的、方法等
その他特記事項	

